

いなべ市における多面的機能支払交付金に関する指導方針

平成 31 年 4 月 1 日

県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針及び使途に関するガイドラインに基づき、いなべ市多面的機能支払交付金指導方針を定める。

1. 交付単価

交付単価は新規、継続の区分を行わず次のとおりとする。

- ・農地維持支払交付金 田:3,000円/10a 畑:2,000円/10a
- ・資源向上支払交付金(共同活動) 田:1,800円/10a 畑:1,080円/10a
※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価に5/6を乗じた単価
- ・資源向上支払交付金(長寿命化) 田:4,400円/10a 畑:2,000円/10a

2. 共同活動

地域資源の基礎的な保全活動における全員参加型の共同活動は、年2回以上行う。

3. 日当の支払い

全員参加型の共同活動(草刈作業等)への日当の支払は組織内で十分検討を行い支出することとする。

ただし、個々の活動組織において、以前から地域で支払われている場合は、構成員の合意を得た上で社会通念上、常識の範囲内で決定出来るものとする。

なお、この日当の支払いは、交付額全体に占める割合を50%(協定期間年平均)未満とする。

4. 全員参加型の共同活動では困難な作業等での日当の支払い

この作業における日当の取り決めは、組織において、社会通念上、常識の範囲内で取り決めを行うものとする。

なお、この作業における支出費の制限は、定めない。

5. 外注費の制限

施設の修繕等における作業は、自己施行を基本とし、困難な作業の外注費は、交付額全体に占める割合を50%(協定期間年平均)未満とする。

ただし、工事等で市と協議の上、支出の制限により効果が得られないものは、この限りでない。

6. その他事項・指導等について

(1) 獣害対策に係る経費の支出については、他の補助事業を活用しない場合は支出できるものとする。

ここでいう獣害対策に係る経費とは、金網柵、電気柵等の購入設置に係る経費や捕獲免許の取得や捕獲作業に係る経費も支出することができるものとする。

- (2) いなべ市における多面的機能支払交付金に関する指導方針に定めない事項については、平成26年5月30日制定、平成31年4月1日改正の三重県における農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の使途に関するガイドラインを優先する。